

令和5年かすみがうら市議会第1回臨時会

市長提出議案概要書

令和5年1月31日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 2 件 〕

報告第 1 号	専決処分事項の報告について		
	〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	1
報告第 2 号	専決処分事項の報告について		
	〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	2

○ 予算に関する議案〔 1 件 〕

議案第 1 号	令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 2 号）		
		……………	3～4

報告第1号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
-------	----------------------------------

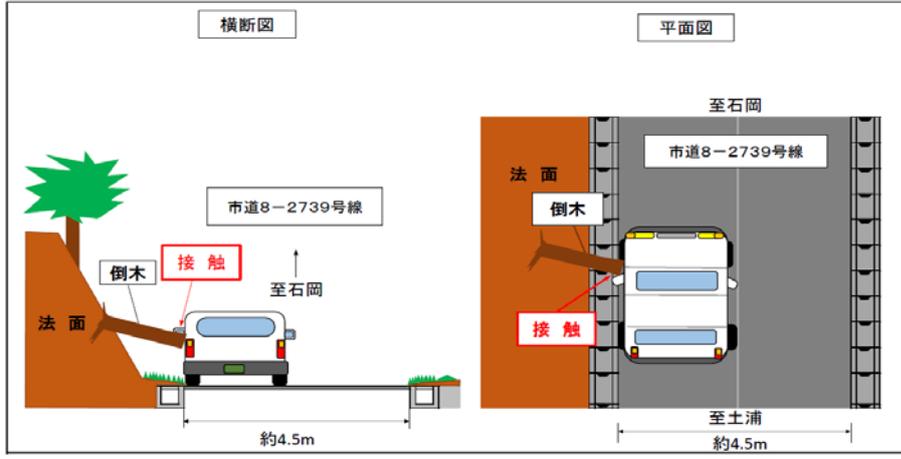
1 要 旨

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの

2 内 容

- (1) 相手方 水戸市内の法人
- (2) 示談内容
 - ・過失割合 かすみがうら市 40% 相手方 60%
 - ・損害賠償額 かすみがうら市 178,213円
 - 相手方 267,320円
- (3) 事故の内容 市が管理する市道8-2739号線、下土田1164番地先において、道路用地法面からの倒木に相手方が運転する車両が接触し、車両の左側（車体、ドアミラー、荷室窓ガラス）を破損した。

(4) 事故発生状況図



3 専決処分日

令和4年12月21日

[都市建設部：道路課]

報告第2号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
-------	----------------------------------

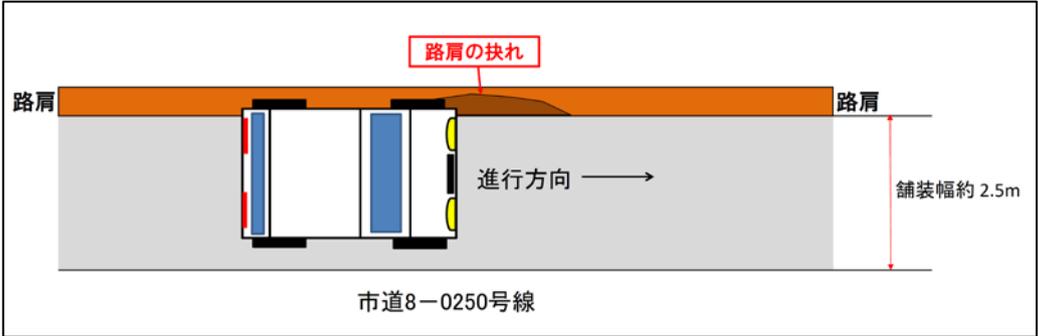
1 要 旨

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの

2 内 容

- (1) 相手方 かすみがうら市在住の個人
- (2) 示談内容
 - ・過失割合 かすみがうら市 50% 相手方 50%
 - ・損害賠償額 かすみがうら市 15,800円
相手方 15,800円
- (3) 事故の内容 市が管理する市道8-0250号線、上稲吉34番地先において、路肩の破損により発生した段差に、相手方が運転する車両の左側後輪が落ち、タイヤが破損した。

(4) 事故発生状況図



3 専決処分日

令和4年12月23日

[都市建設部：道路課]

議案第1号	令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）
-------	----------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7千599万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ211億104万2千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
寄附金	41,201	52,891	94,092
繰越金	574,325	23,107	597,432
歳入合計	21,025,044	75,998	21,101,042

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	3,415,596	52,891	3,468,487
商工費	414,313	23,107	437,420
歳出合計	21,025,044	75,998	21,101,042

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
基金運用益等の積立に要する経費	52,891	政策経営課
イ 商工費の事業費		
ふるさと応援に要する経費	23,107	地域未来投資推進課

[市長公室：政策経営課]

令和4年度 一般会計補正予算第12号 R050207第1回臨時会

No	事業	内 容	単位：千円
1	基金運用益等の積立に要する経費		52,891
		地域づくり基金積立金（ふるさと納税分）	52,891
2	ふるさと応援に要する経費		23,107
		ふるさと応援寄附金謝礼品	14,902
		ふるさと納税一括業務委託	7,997
	合 計		75,998

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある